

最高裁秘書第4444号

平成30年11月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

9月25日付け（同月27日受付，最高裁秘書第3983号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

「人と向き合い，より良い司法の未来を創る。」と題する裁判所作成の動画の作成経緯及び制作費用が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。